

ヴィナリウス事件

東京地裁 平 21.1.16 判決

(事件の概要)

被告は、ワインおよび食料品の輸入ならびに販売等を主たる目的とする株式会社であり、原告は、その従業員である。

(1) 被告に入社するに至る経緯

原告は、前職で平成 16 年 10 月ころ、産業医からうつ病との診断を受け、前職では、業務形態の変更に伴い担当したい仕事が無くなったため、退職した。その後、被告会社の社長との面接をへて、平成 18 年 5 月 8 日に入社することになった。原告は、4 月 5 日、医師の診断を受け、診断名うつ病、通院加療しながら通常勤務可能との診断書の発行を受けた。

(2) 入社後の状況

原告は、5 月 8 日に入社後、同月 15 日に体調不良により欠勤して通院した。このころから、被告会社部長は、他の従業員がいる前で「ばかやろう」などと罵るようになった。別室に原告が一人だけ呼ばれることもあったが、その際も、30 分近く叱責することが多かった。また、原告の電話の対応を問題として、「お前は電話を取らなくていい。」などと言って原告の仕事を減らしたりもした。

(3) 自殺未遂にいたる経緯

6 月 8 日、原告は部長に医者に行けと言われ、翌 9 日、4 月 5 日付と同文の診断書の発行を受けた。その診断書を部長に提出したところ、「お前みたいなやつはもうクビだ。」などと 30 分くらいにわたり罵声を浴びせられた。原告は途方に暮れ、また、うつ病からくる自殺願望が出てきたため、遺書を書き、地下のワインセラーに降りて、処方されていた薬を 2 週間分飲んで自殺を図った。その後、原告がいつまでも地下から上がってこないことを心配した従業員に、倒れているところを発見され、救急車で病院に運ばれたため一命を取り留めた。

(4) 請求の趣旨

上司からパワーハラスメントを受けた結果、そのうつ病を理由に解雇されたことに対して慰謝料 120 万円と遅延損害金を求めた。

(判決要旨)

被告会社部長のパワーハラスメント行為により原告は、精神的に傷つき、自殺を企てるようになったのであるから、被告にはその精神的苦痛を慰謝する責任がある。ただ、うつ病による自殺願望による面がないとはいえないと解され、6 月 9 日まで部長は原告がうつ病であることを知らなかったのであるから、損害額を算定するに当たっては、このような原告の素因及び事情を考慮する必要がある。